

事業所税申告書記入例

下記の法人を設例として、事業所税の申告書記入例を作成します。

株式会社 船橋市は、ビジネスホテルを営業しており、船橋市内には下記の事業所があります。決算日は4月30日で、令和2年5月1日から令和3年4月30日までの事業年度の事業所税の申告をすることとなりました。

事業所①

事業所の名称	本社（事務所）
所在地	船橋市湊町 2-10-25（株船橋不動産所有）
事業所床面積	専用床面積：1,500 m ² うち 休憩室 50 m ² 専用部分の延べ面積：2,500 m ² 共用床面積：500 m ² うち非課税に係る共用床面積：200 m ² （共用で使用している食堂）
従業者数	正社員 90名 うち 65歳以上の従業者数 5名
従業者給与総額	400,000,000 円 うち 65歳以上の従業者給与総額 20,000,000 円
使用した期間	事業年度を通じて使用

事業所②

事業所の名称	西船橋ホテル
所在地	船橋市西船 4-17-3（自社所有）
事業所床面積	専用床面積：3,000 m ² うち 客室・フロント 2,000 m ² 従業者用休憩室 30 m ² スプリンクラーの有効範囲ではない避難通路 300 m ² 休止部分 70 m ² （平成 30 年 8 月 1 日より休止） 共用床面積：なし
従業者数	正社員 8名 パート（勤務時間が正社員の 3/4 を超えている） 10名 パート（勤務時間が正社員の 3/4 を超えていない） 13名
従業者給与総額	正社員 20,000,000 円 パート（勤務時間が正社員の 3/4 を超えている） 14,400,000 円 パート（勤務時間が正社員の 3/4 を超えていない） 8,000,000 円
使用した期間	令和 2 年 9 月 20 日にて廃止

事業所③

事業所の名称	習志野台ホテル（飲食店）
所在地	船橋市習志野台 2-45-18（自社所有）
事業所床面積	専用床面積：5,000 m ² うち 客室・フロント 3,500 m ² 従業者用休憩室 40 m ² スプリンクラーの有効範囲である避難通路 500 m ² 共用床面積：なし
従業者数	正社員 10 名 パート（勤務時間が正社員の 3/4 を超えている） 10 名 パート（勤務時間が正社員の 3/4 を超えていない） 13 名
従業者給与総額	正社員 30,000,000 円 パート（勤務時間が正社員の 3/4 を超えている） 15,000,000 円 パート（勤務時間が正社員の 3/4 を超えていない） 9,000,000 円
使用した期間	令和 2 年 9 月 1 日に開設準備を始め、令和 2 年 9 月 21 日より営業開始

○事業所税申告書（第44号様式）記入例（全申告者が記入）

年月日 船橋市長あて		納付年月日 令和3年6月10日		整理番号 令和3年6月10日		
(フリガナ) 法人又は個人 株式会社 船橋市 1234567890123		住所 本店 船橋市湊町2-10-25 電話(047-436-2206)		事業種目 ホテル業 専売品の額又は卸売品の額 100,000千円		
(フリガナ) 法人の代表者 代表取締役 船橋 太郎		支店 船橋市習志野台2-45-18 電話(047-466-2811)		代表取締役 船橋 太郎		
令和 2 年 5 月 1 日から令和 3 年 4 月 30 日までの事業年度又は課税期間				この申告に添付する書類 (電話) 047-466-2800 経理課 尾さやか		
事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	1,680.00	従業員給与総額	①	496,400,000
	算定期間の途中において新設又は廃止された事業所床面積	②	8,000.00	非課税に係る従業員給与総額	②	20,000,000
	①に係る非課税床面積	③	50.00	控除従業員給与総額	③	
	②に係る非課税床面積	④	720.00	課税標準となる従業員給与総額 (②-③-④)	④	476,400,000
	①に係る控除床面積	⑤		従業員割額 (④× $\frac{0.25}{100}$)	⑤	1,191,000
	②に係る控除床面積	⑥	2,820.00	既に納付の確定した従業員割額	⑥	
	①に係る課税標準となる床面積(①-③-⑤) × $\frac{12}{12}$	⑦	1,630.00	資産割額と従業員割額の合計額 (⑤+⑥)	⑦	3,554,900
	②に係る課税標準となる床面積	⑧	2,309.99	既に納付の確定した事業所税額 (⑦+⑧)	⑧	
	課税標準となる床面積合計(⑦+⑧)	⑨	3,939.99	この申告により納付すべき事業所税額 (⑧-⑨)	⑨	3,554,900
	資産割額 (⑨×600円)	⑩	2,363,994			
既に納付の確定した資産割額	⑪					

【資産割】※算定期間の末日における事業所床面積の合計が 800 m²以下の場合には記入不要です。

- ① 事業所等明細書（以下、別表1）中「明細区分1」に係る事業所の「事業所床面積 ㉑」の合計と一致します。（この例では、本社分 1,680 m²です。）
- ② 別表1中「明細区分2」に係る事業所の「事業所床面積 ㉒」の合計と一致します。
（この例では、西船橋ホテル分 3,000 m²+習志野台ホテル分 5,000 m²=8,000 m²です。）
- ③ ①に係る事業所の非課税明細書（以下、別表2）中「非課税面積 ㉓」の合計と一致します。
（この例では、本社分 50 m²です。）
- ④ ②に係る事業所の別表2中「非課税面積 ㉔」の合計と一致します。
（この例では、西船橋ホテル分 180 m²+習志野台ホテル分 540 m²=720 m²です。）
- ⑤ ①に係る事業所の課税標準の特例明細書（以下、別表3）中「控除事業所床面積 ㉕」の合計と一致します。（この例では、該当ありません。）
- ⑥ ②に係る事業所の別表3中「控除事業所床面積 ㉖」の合計と一致します。休止面積がある場合はここに含みます。（この例では、西船橋ホテル分 1,070 m²+習志野台ホテル分 1,750 m²=2,820 m²です。）
- ⑦ 分子に算定期間の月数を記入し、計算します。小数点3位以下は切り捨てます。
（この例では、本社分 (①1,680 m²-③50 m²) × 12/12=1,630 m²です。）
- ⑧ ②に係る事業所の（別表1中「事業所床面積㉑」-別表2中「非課税面積㉓」）の合計-別表3中「控除事業所床面積㉕」の合計 × 別表1中「同上の月数」÷12月の合計となります。小数点3位以下は切り捨てます。
（この例では、西船橋ホテル分 (3,000 m²-180 m²-1,070 m²) × 5/12÷729.16 m²
習志野台ホテル分 (5,000 m²-540 m²-1,750 m²) × 7/12÷1,580.83 m²の合計の 2,309.99 m²です。）
- ⑨ （この例では、⑦1,630 m²+⑧2,309.99 m²=3,939.99 m²です。）

- ⑩ 端数処理はしません。算定期間の末日における事業所床面積の合計が 1,000 m²以下の場合は、免税となるので 0 円となります。(この例では、 $3,939.99 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 2,363,994 \text{ 円}$ です。)
- ⑪ 修正申告等で既に納付の確定した資産割額があるときに記入します。(この例では、該当ありません。)

【従業員割】※算定期間の末日における従業員数が 80 名以下の場合は記入不要です。

- ⑫ 別表 1 中「従業員給与総額 ㊸」の合計と一致します。
(この例では、本社分 400,000,000 円 + 西船橋ホテル分 42,400,000 円 +
習志野台ホテル分 54,000,000 円 = 496,400,000 円です。)
- ⑬ 別表 2 中「非課税従業員給与総額 ㊹」の合計と一致します。
(この例では、本社分 20,000,000 円です。)
- ⑭ 別表 3 中「控除従業員給与総額 ㊺」の合計と一致します。(この例では、該当ありません。)
- ⑮ 千円未満は切り捨てます。(この例では、 $496,400,000 \text{ 円} - 20,000,000 \text{ 円} \div 476,456,000 \text{ 円}$ です。)
- ⑯ 小数点以下は切り捨てます。算定期間の末日における課税従業員数が 100 名以下の場合は、免税となるので 0 円となります。(この例では、令和 3 年 4 月 30 日現在の課税従業員数が、本社 85 名 + 習志野台ホテル 20 名で 100 名を超えるため課税対象となるので、 $476,400,000 \text{ 円} \times 0.25/100 = 1,191,000 \text{ 円}$ となります。)
- ⑰ 修正申告等で既に納付の確定した従業員割額があるときに記入します。
(この例では、該当ありません。)
- ⑱ 100 円未満は切り捨てます。
(この例では、 $2,363,994 \text{ 円} + 1,191,000 \text{ 円} \div 3,554,900 \text{ 円}$ です。94 円は切り捨てます。)
- ⑲ 100 円未満は切り捨てます。
(この例では、該当ありません。)
- ⑳ この申告によって納付すべき事業所税額となります。

○事業所等明細書（別表1）記入例（全申告者が記入）

事業所等明細書		明細区分の別		算定期間	氏名 又は 名称	株式会社 船橋市		
		1 算定期間を通じて使用された事業所等	2 算定期間の中途において新設又は 廃止された事業所等				令和2年 5月1日から	個人番号又は 法人番号
※ 処理 事項	明細 区分	事業所等の名称	所在地及びビル名	専用床面積 ①	事業所床面積 ② + ③	使用した期間(年月日) 同上の月数	従業員数④	従業員給与総額 ⑤
				共用床面積 ②				
	1	本社	船町2-10-25	1,500.00	1,680.00	から まで	90	400,000,000
	2	(株)船橋不動産 船橋市本町		180.00				
	計							
	1				1,680.00	から まで	90	400,000,000
	2							
	計							
	1	西船橋 ホテル	西船4-17-3		3,000.00	令和2年5月1日 から 令和2年9月20日 まで	18	42,400,000
	2	自社所有		5				
	計							
	1	習志野台 ホテル	習志野2-45- 18		5,000.00	令和2年9月1日 から 令和3年4月30日 まで	20	54,000,000
	2	自社所有		7				
	計							
	1				8,000.00	から まで	38	96,400,000
	2							
	計							
	1							
	2							
	計							

● 明細区分

算定期間を通じて使用した事業所は「1」を、算定期間の中途において新設又は廃止された事業所は「2」を、合計は「計」を○で囲みます。「1」→「1」の計→「2」→「2」の計の順番で記入します。（この例では、本社は「1」、西船橋ホテル及び習志野台ホテルは「2」です。）

● 専用床面積 ⑦

当該事業所の期末又は廃止の日現在における専用床面積を記入します。小数点3位以下は切り捨てます。共用床面積が無い場合は、記入不要です。共用部分の計算書（以下、別表4）中「①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②」と一致します。

（この例では、本社分 1,500 m²を記入します。西船橋ホテル及び習志野台ホテルは、共用床面積が無いため記入不要です。）

● 共用床面積 ①

専用床面積に対応する共用床面積を記入します。別表4中「事業所床面積となる共用床面積 ⑥」と一致します。（この例では、本社分 180 m²を記入します。）

● 事業所床面積 ⑦

明細区分「1」の計は第44号様式中「算定期間を通じて使用された事業所床面積 ①」と、また明細区分「2」の計は第44号様式中「算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積 ②」と一致します。

（この例では、「2」の計は 8,000 m²となり、第44号様式中「算定期間を通じて使用された事業所床面積②」と一致します。）

● 使用した期間

新設の日、営業開始日ではなく、営業開始のための準備を始めた日となります。算定期間を通じて

使用した事業所の場合は記入不要です。

(この例では、習志野台ホテルの新設の日は9月21日ではなく、9月1日となります。本社は、算定期間を通じて使用したため記入不要です。)

● 同上の月数

(1)算定期間の中途において新設された事業所

新設の日の属する翌月から換算します。1日開設の場合も翌月から換算します。ただし、算定期間の開始の日に新設し、算定期間の末日まで使用した場合は、算定期間を通じて使用した事業所となります。

(この例では、習志野台ホテルの使用した月数は7月となります。)

(2)算定期間の中途において廃止された事業所

廃止の日の属する月まで換算します。

(この例では、西船橋ホテルの使用した月数は5月となります。)

● 従業者数 ㊤

当該事業所の期末又は廃止の日現在における従業者数を記入します。正社員と比して勤務時間が3/4を超えるパート・アルバイトは含まれますが、3/4以下の場合には含まれません。また、非課税の対象となる従業者数も含みます。

ただし、各月末日現在における従業者数について、最大となる月が最小となる月の2倍を超える場合は、各月の末日現在の従業者数の合計を当該算定期間の月数で除した数を記載します。

(この例では、本社の従業者数は、65歳以上の従業者5名を含んだ90名となります。)

西船橋ホテルの従業者数は、正社員8名+勤務時間が正社員の3/4を超えているパート10名=18名です。勤務時間が正社員の3/4を超えていない13名は含めません。)

● 従業者給与総額 ㊦

給与総額は、所得税法上課税対象となる給料、手当の総額を記載します。正社員と比して勤務時間が3/4を超えていないパート・アルバイトの給料等も含まれます。全事業所の従業者給与総額の合計は、第44号様式中「従業者給与総額 ㊦」と一致します。

(この例では、習志野台ホテルの従業者給与総額は、

正社員分 30,000,000 円+勤務時間が正社員の3/4を超えているパート分 15,000,000 円+
勤務時間が正社員の3/4を超えていないパート分 9,000,000 円=54,000,000 円です。

全事業所の従業者給与総額の合計は 496,400,000 円となり、第44号様式中「従業者給与総額 ㊦」と一致します。)

○非課税明細書（別表2）記入例（該当がある場合のみ記入）

非課税明細書		※ 算定期間 令和2年5月1日から 令和3年4月30日まで	氏名 又は 名称 個人番号又は 法人番号	株式会社 船橋市 1234567890123
※ 事業所等の名称	本社	事業所等の所在地 船町2-10-25		
非課税の内訳		資産別 非課税床面積	従業員別 非課税従業員数	従業員別 非課税従業員給与総額
法第701条の34第 3 項第 26 号該当		50.00		
法第701条の34第 項第 号該当				
法第701条の34第 項第 号該当				
障害者・65歳以上の従業員			5	20,000,000
合計		50.00	5	20,000,000
※ 事業所等の名称	西船橋ホテル	事業所等の所在地 西船4-17-3		
非課税の内訳		資産別 非課税床面積	従業員別 非課税従業員数	従業員別 非課税従業員給与総額
法第701条の34第 3 項第 26 号該当		30.00		
法第701条の34第 4 項第 号該当		150.00		
法第701条の34第 項第 号該当				
障害者・65歳以上の従業員				
合計		180.00		
非課税事業所床面積等の合計				

非課税明細書		※ 算定期間 令和2年5月1日から 令和3年4月30日まで	氏名 又は 名称 個人番号又は 法人番号	株式会社 船橋市 1234567890123
※ 事業所等の名称	習志野台ホテル	事業所等の所在地 習志野台2-45-18		
非課税の内訳		資産別 非課税床面積	従業員別 非課税従業員数	従業員別 非課税従業員給与総額
法第701条の34第 3 項第 26 号該当		40.00		
法第701条の34第 4 項第 号該当		500.00		
法第701条の34第 項第 号該当				
障害者・65歳以上の従業員				
合計		540.00		
※ 事業所等の名称		事業所等の所在地		
非課税の内訳		資産別 非課税床面積	従業員別 非課税従業員数	従業員別 非課税従業員給与総額
法第701条の34第 項第 号該当				
法第701条の34第 項第 号該当				
法第701条の34第 項第 号該当				
障害者・65歳以上の従業員				
合計				
非課税事業所床面積等の合計		770.00	5	20,000,000

- 非課税の内訳
該当する条項を記入します。

(休憩室は地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 26 号に、避難通路は地方税法第 701 条の 34 第 4 項に該当します。)

● 非課税面積 ㉞

算定期間を通じて使用した事業所に係る非課税面積の合計は、第 4 4 号様式中「①に係る非課税床面積 ③」と一致します。算定期間の中途において新設又は廃止された事業所に係る非課税面積の合計は、第 4 4 号様式中「②に係る非課税床面積 ④」と一致します。

(この例では、習志野台ホテルの非課税面積は、第 3 項第 26 号該当 40 m²+第 4 項該当 500 m²=540 m²です。西船橋ホテルと習志野台ホテルの非課税面積の合計は 720 m²となり、第 4 4 号様式中「②に係る非課税床面積 ④」と一致しています。)

● 非課税従業者数 ㉟

(この例では、本社の 65 歳以上分従業者 5 名が該当です。)

● 非課税従業者給与総額 ㊱

全事業所の非課税従業者給与総額の合計は、第 4 4 号様式中「非課税に係る従業者給与総額 ⑬」と一致しています。

(この例では、本社分非課税従業者給与総額 20,000,000 円が、第 4 4 号様式中「非課税に係る従業者給与総額⑬」と一致しています。)

● 消防・防災設備等(避難通路は地方税法第 701 条の 34 第 4 項に該当します)

消防・防災設備等は、特定防火対象物(不特定多数の者が出入りする施設:デパート、店舗等)に該当する施設のみ非課税が適用されます。

(この例では、本社は事務所なので、消防・防災設備等があっても非課税が適用されません。ホテルは特定防火対象物にあたるので、避難通路は非課税となります。)

スプリンクラーの有効範囲である避難通路は、当該面積相当分が非課税となるので、習志野台ホテルの非課税面積は 500 m²となります。スプリンクラーの有効範囲でない避難通路は、当該面積の 1/2 が非課税となるので、西船橋ホテルの非課税面積は 300 m²×1/2=150 m²となります。)

○課税標準の特例明細書（別表3）記入例（該当がある場合のみ記入）

課税標準の特例明細書		算定期間 平成2年5月1日から 平成3年4月30日まで	氏名 又は 名称 株式会社 船橋市	個人番号 又は 法人番号 1234567890123		
事業所等の名称 西船橋ホテル		事業所等の所在地 西船4-17-3				
課税標準の特例内訳	課税標準の特例適用対象床面積	控除割合 ④	控除事業所床面積 ⑤ (②×④)	課税標準の特例適用対象従業員給与総額	控除割合 ④	控除従業員給与総額 ⑥ (③×④)
	②	④	⑤	③	④	⑥
法第701条の41 第1項第9号該当	2,000.00	1/2	1,000.00			
法第701条の41 第1項第9号該当						
休止	70.00		70.00			
雇用改善助成対象者					1/2	
合計	2,070.00		1,070.00			
事業所等の名称 習志野台ホテル		事業所等の所在地 習志野台2-45-18				
課税標準の特例内訳	課税標準の特例適用対象床面積	控除割合 ④	控除事業所床面積 ⑤ (②×④)	課税標準の特例適用対象従業員給与総額	控除割合 ④	控除従業員給与総額 ⑥ (③×④)
	②	④	⑤	③	④	⑥
法第701条の41 第1項第9号該当	3,500.00	1/2	1,750.00			
法第701条の41 第1項第9号該当						
雇用改善助成対象者					1/2	
合計	3,500.00		1,750.00			
控除事業所床面積の合計			2,820.00	控除従業員給与総額の合計		

● 課税標準の特例内訳

該当する条項を記入します。（旅館業法第2条第2項に規定するホテルは地方税法第701条の41第1項の表中9の項に該当します。）

休止施設がある場合は、空白行に「休止」と記入します。休止施設は当該面積を控除できます（免税点判定には含めず）。ただし、休止施設と認められるには、算定期間の末日以前6ヶ月以上休止していることが必要です。また、明確に休止施設の部分の床面積が区画されていることが必要であり、業務の用に供する維持補修が行われたり、いつでも操業でき得る状態にある遊休施設については、休止施設に含まれません。（この例では、西船橋ホテルの平成30年8月1日より休止している部分70㎡は休止施設に該当します。）

● 課税標準の特例適用対象床面積 ②

当該事業所の全体の面積ではなく、特例が適用される面積を記入します。（この例では、習志野台ホテルの特例適用対象床面積は、客室・フロント部分の3,500㎡です。）

● 控除割合 ④

当該条項の控除割合を記入します。（ホテル業の控除割合は1/2です。）

● 控除事業所床面積 ⑤

算定期間を通じて使用した事業所に係る控除事業所床面積の合計は、第44号様式中「①に係る控除床面積 ⑤」と一致します。算定期間の中途において新設又は廃止された事業所に係る非課税面積の合計は、第44号様式中「②に係る控除床面積 ⑥」と一致します。（この例では、習志野台ホテルの控除事業所床面積は3,500×1/2=1,750㎡です。西船橋ホテルと習志野台ホテルの控除事業所床面積の合計は2,820㎡となり、第44号様式中「②に係る控除床面積 ⑥」と一致します。）

● 課税標準の特例適用対象従業員給与総額 ③

当該事業所に勤務している従業員の給与総額ではなく、特例が適用される従業員の給与総額を記入します。(この例では、該当ありません。)

- 控除割合 ㊦

当該条項の控除割合を記入します。(ホテル業に従業者割控除はありません。)

- 控除従業員給与総額 ㊧

全事業所の控除従業員給与総額の合計は、第4-4号様式中「控除従業員給与総額 ㊩」と一致します。

○共用部分の計算書（別表4）記入例（該当がある場合のみ記入）

共用部分の計算書		算定期間 令和2年5月1日から 令和3年4月30日まで	氏名 又は 名称 個人番号又は 法人番号	株式会社 船橋市 1234567890123	
※	事業所等の名称	本社		事業所等の所在地	浦町2-10-25
専用部分の延べ面積 ①	2,500.00	③ の 内 訳 ⑦			
①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②	1,500.00	消防設備等に係る共用床面積⑦			
非課税に係る共用床面積 ③	200.00	防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積⑦		
③以外の共用床面積 ④	300.00	2分の1が非課税となる共用床面積⑦			
共用床面積の合計(③+④) ⑤	500.00	⑦～⑧以外の非課税に係る共用床面積⑧			200.00
事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$) ⑥	180.00	合 計 (⑦～⑧) ⑧			200.00
※	事業所等の名称			事業所等の所在地	
専用部分の延べ面積 ①		③ の 内 訳 ⑦			
①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②		消防設備等に係る共用床面積⑦			
非課税に係る共用床面積 ③		防災に関する設備等	全部が非課税となる共用床面積⑦		
③以外の共用床面積 ④		2分の1が非課税となる共用床面積⑦			
共用床面積の合計(③+④) ⑤		⑦～⑧以外の非課税に係る共用床面積⑧			
事業所床面積となる共用床面積(④× $\frac{②}{①}$) ⑥		合 計 (⑦～⑧) ⑧			

- 専用部分の延べ面積 ①
建物全体の専用部分の延べ面積を記入します。空室になっている部分も含まれます。
(この例では、本社がある建物全体の専用部分の延べ面積は2,500㎡です。)
- ①のうち当該事業所部分の延べ面積 ②
別表1中「専用床面積⑦」と一致します。(この例では、本社の専用床面積は1,500㎡です。)
- 非課税に係る共用床面積 ③
共用床面積のうち非課税に係る面積を記入します。
(この例では、本社がある建物全体の共用床面積のうち非課税に係る面積は200㎡です。)
- ③以外の共用床面積 ④
共用床面積のうち非課税に係る面積を除いた面積を記入します。
(この例では、共用床面積500㎡－非課税に係る共用床面積200㎡＝300㎡です。)
- 共用床面積の合計 ⑤
全体の共用床面積を記入します。(この例では、500㎡です。)
- 事業所床面積となる共用床面積 ⑥
「③以外の共用床面積 ④」(非課税とならない共用床面積)を専用面積の割合に応じて按分します。
別表1中「共用床面積⑦」と一致します。
(この例では、本社の共用床面積は、④300㎡×(②1,500㎡÷①2,500㎡)＝180㎡となります。)
- ③の内訳 ⑦
非課税に係る共用床面積がある場合に内訳を記入します。
(この例では、非課税に係る共用床面積は、共用で使用している食堂なので、当該面積200㎡を⑧に記

入します。)